相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区芋沢字青野木一三一番地、最後の住所宮城県黒川郡富谷町富ケ丘四丁目三番一四号　被相続人　亡　峯岸　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

仙台市青葉区一番町一―六―一九壱番館ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡棚倉町大字寺山字柳町六番地一、最後の住所福島県東白川郡棚倉町大字寺山字柳町六番地

被相続人　亡　沼田　武仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

福島県西白河郡西郷村字道南西九三豊作ビル二階二〇三・二〇四号弁護士法人新白河総合法律事務所

相続財産管理人　湯坐　聖史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市中台二一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮内　松男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

茨城県水戸市南町一丁目三番二六号大久保ビル二階　相続財産管理人　荒川　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県山田郡毛里田村大字只上三三〇八番地、最後の住所群馬県山田郡毛里田村大字只上三三〇八番地　被相続人　亡　長竹かつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

群馬県太田市浜町一八番九四号

相続財産管理人　弁護士　福島　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町一丁目四〇番地、最後の住所埼玉県川口市西川口二丁目六番二一―四〇四号　ジエム西川口

被相続人　亡　新井　フサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―四ニチモビル五〇一　岡村茂樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡村　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市永地一三九八番地、最後の住所千葉県佐倉市中志津四丁目一〇番二二号　被相続人　亡　榎澤　源

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草四丁目九九番地、最後の住所千葉県東金市西野飛地一六五五番地一七　被相続人　亡　藤原新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

事務所千葉市中央区本町二丁目一番一六号千葉本町第一生命ビルディング八階Ａユニ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　仲戸川隆人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市田の上三丁目九四三番地一、最後の住所岡山県真庭市山田一九三一番地　被相続人　亡　岩﨑　君惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区弓木町一丁目一二番地、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎九二二番地一みずほ園　被相続人　亡　秋山　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市富久山町福原字東苗内八番地二、最後の住所東京都台東区根岸一丁目一番二四―四〇三号鶯谷日伸ハイツ　被相続人　亡　柳原　憲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上中　綾子（登録姓　菱田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区上柏尾町一三〇番地三、最後の住所横浜市戸塚区上柏尾町一三〇番地三　被相続人　亡　坂井　尚登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

事務所　横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階

相続財産管理人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区石川町三丁目一一五番地七、最後の住所横浜市中区石川町三丁目一一五番地　被相続人　亡　長澤　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十日

横浜市中区山下町二五二番地　グランベル横浜ビル一〇階　大さん橋通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野呂　芳子